平成２５年（フ）第４９２号
東京都江東区永代２丁目35―４―401
破産者　高瀬　晶子
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４２号
東京都新宿区西新宿３丁目７番21号
破産者　エム・エー・シー・アシストセンター株式会社
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５８号
東京都杉並区浜田山３丁目27―２　第２ふたみ荘
破産者　中島　雅和
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５９号
埼玉県戸田市氷川町２丁目８―28―1101
破産者　畑中　寛司
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８９号
東京都大田区仲六郷１丁目21番８号
破産者　有限会社エヌケイ興業
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２９号
東京都三鷹市井口１丁目21番56号
破産者　有限会社ハイエスト
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３０号
東京都葛飾区細田５丁目５―５―103、住民票上の住所東京都三鷹市井口１丁目21―56
破産者　今村　一彦
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３３号
東京都西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山568番地１
破産者　株式会社田中茂建築
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３４号
東京都西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山482―30
破産者　田中　　茂
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５４号
千葉県成田市三里塚光ヶ丘１番地1410
破産者　株式会社ユウキ
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７８号
神奈川県横浜市港北区新羽町1224、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区高田馬場２丁目７番６号
破産者　有限会社ユミザ住宅設備サービス
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９０号
東京都品川区西五反田４丁目４―21
破産者　成松　町子
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１７号
東京都江東区亀戸２丁目44番６号
破産者　有限会社シーポイント
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１８号
東京都江東区亀戸８丁目１―１―301
破産者　大久保直人
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４８号
千葉県船橋市高根台７丁目21番３号
破産者　有限会社ライフクリエイト
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４９号
千葉県船橋市高根台７丁目21―３
破産者　浜永　充治
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５０号
千葉県船橋市高根台７丁目21―３
破産者　浜永　亜純
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８１号
東京都江戸川区中葛西３丁目２番５号
破産者　株式会社ニック・コーポレーション
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８２号
東京都江戸川区北葛西５丁目14―11―205
破産者　磯　　裕子
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９９号
東京都新宿区横寺町37番地39
破産者　しずしの有限会社
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４１号
東京都目黒区中目黒４―６―18　タウンハウスＡ２、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区上目黒３丁目12番21号
破産者　株式会社ティピィ
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５０号
東京都足立区堀之内２丁目11番15号
破産者　有限会社ヤマボシ
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部